

①

令和5年2月20日招集

埼玉県議会定例会議案

目 次

	頁
第 1 号議案 令和5年度埼玉県一般会計予算	5
第 2 号議案 令和5年度埼玉県公債費特別会計予算	48
第 3 号議案 令和5年度埼玉県証紙特別会計予算	51
第 4 号議案 令和5年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算	53
第 5 号議案 令和5年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	55
第 6 号議案 令和5年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	58
第 7 号議案 令和5年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算	61
第 8 号議案 令和5年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算	64
第 9 号議案 令和5年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算	67
第 10 号議案 令和5年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	69
第 11 号議案 令和5年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	72
第 12 号議案 令和5年度本多静六博士育英事業特別会計予算	74
第 13 号議案 令和5年度埼玉県用地事業特別会計予算	76
第 14 号議案 令和5年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	78
第 15 号議案 令和5年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	83
第 16 号議案 令和5年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	86
第 17 号議案 令和5年度埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業会計予算	89

	頁
第 18 号議案 令和 5 年度埼玉県工業用水道事業会計予算	92
第 19 号議案 令和 5 年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	97
第 20 号議案 令和 5 年度埼玉県地域整備事業会計予算	102
第 21 号議案 令和 5 年度埼玉県流域下水道事業会計予算	106

第1号議案

令和5年度埼玉県一般会計予算

令和5年度埼玉県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,211,095,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 県	税	814,800,000
	1 県 民 税	322,434,000
	2 事 業 税	174,265,000
	3 地 方 消 費 税	147,202,000
	4 不 動 産 取 得 税	19,299,000
	5 県 た ば こ 税	7,925,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,272,000
	7 軽 油 引 取 税	51,458,027
	8 自 動 車 税	89,920,000
	9 鉱 区 税	4,931
	10 狩 猟 税	19,042
	11 旧 法 に よ る 税	1,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		333,265,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	333,265,000

(単位 千円)

款	項	金額
3 地方譲与税		132,678,860
	1 特別法人事業譲与税	128,259,000
	2 地方揮発油譲与税	3,461,000
	3 石油ガス譲与税	102,000
	4 自動車重量譲与税	720,000
	5 森林環境譲与税	136,860
4 地方特例交付金		5,214,000
	1 地方特例交付金	5,214,000
5 地方交付税		243,714,000
	1 地方交付税	243,714,000
6 交通安全対策特別交付金		1,444,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,444,000
7 分担金及び負担金		2,508,677
	1 分担金	175,521
	2 負担金	2,333,156

(単位 千円)

款	項	金額
8 使用料及び手数料		26,129,701
	1 使用料	15,254,268
	2 手数料	10,875,433
9 国庫支出金		297,842,851
	1 国庫負担金	120,664,513
	2 国庫補助金	173,935,967
	3 委託金	3,242,371
10 財産収入		7,840,190
	1 財産運用収入	6,027,209
	2 財産売却収入	1,812,981
11 寄附金		159,565
	1 寄附金	159,565
12 繰入金		106,443,296
	1 特別会計繰入金	807,312
	2 基金繰入金	105,635,984
13 繰越金		500,000
	1 繰越金	500,000

(単位 千円)

款	項	金額
14 諸 収 入		37,862,860
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,920,280
	2 預 金 利 子	4,500
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,795,629
	4 受 託 事 業 収 入	2,535,953
	5 収 益 事 業 収 入	15,057,111
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	1,000
	7 雑 入	16,548,387
15 県 債		200,692,000
	1 県 債	200,692,000
歳 入	合 計	2,211,095,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,226,549
	1 議 会 費	3,226,549
2 総 務 費		100,826,214
	1 総 務 管 理 費	26,045,594
	2 企 画 費	8,659,194
	3 県 民 費	12,960,304
	4 環 境 費	10,363,367
	5 徴 税 費	28,181,364
	6 市 町 村 振 興 費	4,863,398
	7 選 挙 費	4,770,878
	8 防 災 費	3,471,820
	9 統 計 調 査 費	929,498
	10 人 事 委 員 会 費	290,508
11 監 査 委 員 費	290,289	
3 民 生 費		427,449,273
	1 社 会 福 祉 費	308,610,527

(単位 千円)

款	項	金額
	2 児 童 福 祉 費	107,297,063
	3 生 活 保 護 費	11,499,910
	4 災 害 救 助 費	41,773
4 衛 生 費		207,551,548
	1 公 衆 衛 生 費	168,736,218
	2 環 境 衛 生 費	5,612,373
	3 保 健 所 費	4,048,570
	4 医 薬 費	11,588,564
	5 公 営 企 業 支 出 金	2,220,653
	6 地 方 独 立 行 政 法 人 支 出 金	15,345,170
5 勞 働 費		5,494,820
	1 勞 政 費	1,866,594
	2 職 業 訓 練 費	3,469,991
	3 勞 働 委 員 会 費	158,235
6 農 林 水 産 業 費		23,959,676
	1 農 業 費	8,170,910
	2 蚕 糸 特 産 及 び 水 産 業 費	477,300

(単位 千円)

款	項	金額
	3 畜産業費	1,822,258
	4 林業費	4,996,078
	5 農地費	8,493,130
7 商工費		26,638,219
	1 商工業費	26,193,634
	2 観光費	444,585
8 土木費		125,107,296
	1 土木管理費	10,822,847
	2 道路橋りょう費	55,862,814
	3 河川費	33,879,790
	4 都市計画費	24,179,622
	5 住宅費	362,223
9 警察費		157,705,529
	1 警察管理費	145,121,349
	2 警察活動費	12,584,180
10 教育費		476,738,410

(単位 千円)

款	項	金額
	1 教育総務費	35,963,799
	2 小学校費	143,999,039
	3 中学校費	83,114,865
	4 高等学校費	97,818,220
	5 特別支援学校費	47,674,600
	6 大学費	2,422,097
	7 私立学校費	60,015,860
	8 社会教育費	4,392,976
	9 保健体育費	1,336,954
11 災害復旧費		2,893,089
	1 農林水産施設災害復旧費	73,039
	2 土木施設災害復旧費	2,820,050
12 公債費		285,025,202
	1 公債費	285,025,202
13 諸支出金		366,479,175
	1 公営企業支出金	17,464,175
	2 地方消費税清算金	138,571,000

(単位 千円)

款	項	金 額
	3 所得割交付金	348,000
	4 利子割交付金	453,000
	5 配当割交付金	8,847,000
	6 株式等譲渡所得割交付金	5,622,000
	7 法人事業税交付金	12,859,000
	8 地方消費税交付金	170,578,000
	9 ゴルフ場利用税交付金	1,687,000
	10 自動車取得税交付金	1,000
	11 軽油引取税交付金	6,814,000
	12 環境性能割交付金	3,234,000
	13 利子割精算金	1,000
14 予備費		2,000,000
	1 予備費	2,000,000
歳出	合計	2,211,095,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	8 防災費	衛星系防災行政無線施設再整備事業費	4,987,679	令和5年度	163,047
				令和6年度	2,016,980
				令和7年度	2,807,652
3 民生費	2 児童福祉費	朝霞児童相談所(仮称)・一時保護所整備費	2,781,398	令和5年度	149,298
				令和6年度	2,632,100
4 衛生費	1 公衆衛生費	旧小児医療センター蓮田職員公舎解体事業費	640,883	令和5年度	155,069
				令和6年度	414,341
				令和7年度	71,473
10 教育費	1 教育総務費	県立高等学校防音校舎空調設備設置費(令和5年度着工分)	601,886	令和5年度	239,144
				令和6年度	362,742

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（令和5年度発行分）	令和5年度から 令和15年度まで	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額及びこれに対する利子相当額
文書管理システム構築事業	令和6年度	349,889
旅費システム構築事業	令和6年度	269,583
コミュニケーション基盤構築事業	令和6年度	385,841
私立学校振興資金融資貸付金利子補助（令和5年度融資分）	令和6年度から 令和20年度まで	35,090

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
私立学校振興資金融資損失補償（令和5年度融資分）	令和5年度以降	回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの 利子の合計額について、当該貸付額の100分の 10に相当する額
県有施設エコオフィス化改修事業	令和6年度	347,085
議事堂電源設備改修事業	令和6年度	12,617
総務事務システム構築事業	令和6年度	274,652
屋内50m水泳場整備及び運営事業	令和6年度から 令和23年度まで	21,047,846
スポーツ科学拠点施設整備事業	令和6年度	14,854

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
無担保無保証人資金損失補償（平成13年度保証分・令和5年度損失補償対象期間延長分）	令和5年度から 令和13年度まで	県が行う無担保無保証人資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額に相当する額
小規模事業資金損失補償（平成20年度保証分・令和5年度損失補償対象期間延長分）	令和5年度から 令和13年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の4に相当する額
小規模事業資金損失補償（令和5年度保証分）	令和5年度から 令和23年度まで	県が行う小規模事業資金（借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の20分の19に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
起業家育成資金損失補償（平成20年度保証分・令和5年度損失補償対象期間延長分）	令和5年度から令和13年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の4分の3に相当する額。ただし、中小企業創造活動促進法に基づく認定を受けた者に無担保無保証人（法人の場合は、代表者を連帯保証人とする。）で2千万円までの債務の保証を行った場合は、保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額に相当する額とし、創業関連保証（産業活力再生特別措置法第33条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）又は創業等関連保証を利用し債務の保証を行った場合は、保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
起業家育成資金損失補償（令和5年度保証分）	令和5年度から 令和23年度まで	県が行う起業家育成資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の、創業関連保証（産業競争力強化法第129条第4項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものに限る。）を利用し債務の保証を行った場合は10分の1、創業関連保証（産業競争力強化法第129条第4項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを除く。）を利用し債務の保証を行った場合は20分の3に相当する額
経営安定資金損失補償（平成18年度保証分・令和5年度損失補償対象期間延長分）	令和5年度から 令和13年度まで	県が行う経営安定資金のうち金融円滑化貸付（中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによつて生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の5分の1に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
経営安定資金損失補償（令和5年度保証分）	令和5年度から 令和23年度まで	県が行う経営安定資金のうち大臣指定等貸付（指定企業関連、特定業種関連及び金融円滑化関連に係る貸付に限る。）及び知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付及び金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、大臣指定等貸付（指定企業関連及び特定業種関連に係る貸付に限る。）にあつては20分の3、大臣指定等貸付（金融円滑化関連に係る貸付に限る。）にあつては10分の1、知事指定等貸付（指定企業関連に係る貸付に限る。）にあつては2分の1、知事指定等貸付（金融円滑化関連のうち中小企業信用保険法第2条第5項第8号の規定に係る貸付に限る。）にあつては5分の1に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
経営支援特別融資損失補償（平成18年度保証分・令和5年度損失補償対象期間延長分）	令和5年度から 令和13年度まで	県が行う経営支援特別融資（経営支援特別融資及び経営支援緊急融資の借換えを含む。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の2分の1に相当する額。ただし、経営支援緊急融資の借換えにあつては保険金の額を控除した額に相当する額
企業活力強化資金損失補償（平成15年度保証分・令和5年度損失補償対象期間延長分）	令和5年度から 令和13年度まで	県が行う企業活力強化資金（ただし、大口貸付に限る。）の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の4分の1に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
企業パワーアップ資金損失補償（平成20年度保証分・令和5年度損失補償対象期間延長分）	令和5年度から令和13年度まで	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号までの規定に係る貸付にあつては10分の1、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては32分の25に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
企業パワーアップ資金損失補償（令和5年度保証分）	令和5年度から 令和23年度まで	県が行う企業パワーアップ資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の19、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の25、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあっては10分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあっては32分の25、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の1に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
事業資金損失補償（平成18年度保証分・令和5年度損失補償対象期間延長分）	令和5年度から 令和13年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した額の10分の1に相当する額
事業資金損失補償（平成23年度保証分・令和5年度損失補償対象期間延長分）	令和5年度から 令和13年度まで	県が行う事業資金のうち中小企業応援貸付の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の7、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は32分の17に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
借換資金損失補償（令和5年度保証分）	令和5年度から 令和23年度まで	県が行う借換資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条、第13条又は第16条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は24分の5、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は16分の5、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号及び第6号の規定に係る貸付にあつては5分の1、第5号、第7号及び第8号の規定に係る貸付にあつては16分の5、危機関連保証を利用し債務の保証を行った場合は5分の2に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
要件緩和型経営安定資金損失補償（平成23年度保証分・令和5年度損失補償対象期間延長分）	令和5年度から 令和13年度まで	県が行う要件緩和型経営安定資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の2分の1に相当する額
要件緩和型経営安定資金損失補償（令和5年度保証分）	令和5年度から 令和23年度まで	同 上

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
伴走支援型経営改善資金損失補償（令和4年度保証分）	令和5年度から 令和23年度まで	県が行う伴走支援型経営改善資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会が令和5年1月10日から令和5年3月31日までの間にこの債務の保証を行ったことによって令和5年4月以降に生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の1（ただし、責任共有制度要綱に基づく対象除外となる保証を借り換える場合（県制度融資の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は15分の1）、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は8分の1（ただし、責任共有制度要綱に基づく対象除外となる保証を借り換える場合（県制度融資の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は10分の1）、経営安定関連保証を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
		定に係る貸付にあつては10分の1、第5号の規定に係る貸付にあつては8分の1（ただし、責任共有制度要綱に基づく対象除外となる保証を借り換える場合（県制度融資の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は10分の1）に相当する額
伴走支援型経営改善資金損失補償（令和5年度保証分）	令和5年度から 令和23年度まで	県が行う伴走支援型経営改善資金の融資額の範囲内で埼玉県信用保証協会がこの債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済額の元金（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、代位弁済額の元金から金融機関負担割合相当額を除いた額）から中小企業信用保険法第5条又は第13条の規定により支払を受けた保険金の額（責任共有制度要綱に基づく負担金方式の場合は、保険金の額を部分保証方式に換算した額）を控除した額の、普通保険を利用し債務の保証を行った場合は12分の1（ただし、責任共有制度要綱に基づく対象除外となる保証を借り換える場合（県制度融資の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は15分の1）、無担保保険を利用し債務の保証を行った場合は8分の1（ただし、責任共有制度要綱に基づく対象除外となる保証を借り換える場合（県制度融資の既往借入金の範囲内の額を借り換え

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
		る場合に限る。)は10分の1)、経営安定関連保証 を利用し債務の保証を行った場合は中小企業信用保 険法第2条第5項第4号の規定に係る貸付にあつて は10分の1、第5号の規定に係る貸付にあつては8 分の1(ただし、責任共有制度要綱に基づく対象除外 となる保証を借り換える場合(県制度融資の既往借入 金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)は10分 の1)に相当する額
中小企業者制度融資貸付事業利子補助(令和5年度融資 分)	令和6年度から 令和20年度まで	7,321,500
勤労者支援資金損失補償(令和5年度保証分)	令和5年度から 令和11年度まで	県が行う勤労者支援資金の融資額の範囲内で日本労 働者信用基金協会がこの債務の保証を行ったこと によって生じた代位弁済額のうち、チャレンジ応援資金 のうち失業者の再就職支援に係る資金の元金に相当 する額の100分の50の額
離職者等委託訓練事業(令和5年度契約分)	令和6年度から 令和8年度まで	994,715

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
農地利用集積事業資金損失補償 (令和5年度融資分)	令和5年度から 令和16年度まで	埼玉県農林公社が農地利用集積事業のため借り入れた資金のうち回収されない元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額
農業近代化資金等利子補助 (令和5年度融資分)	令和6年度から 令和26年度まで	88,065
農業災害復旧経営資金利子補助 (令和5年度融資分)	令和6年度から 令和12年度まで	877
農業災害復旧経営資金損失補償 (令和5年度融資分)	令和5年度から 令和12年度まで	農業協同組合等が融資した農業災害資金のうち回収されない元本及び利子について、市町村が損失補償した場合の当該補償に要した経費の2分の1に相当する額。ただし、当該経費が融資額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該融資額の4分の1に相当する額

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
農地防災事業	令和 6 年 度		547,400
埼玉県土地開発公社公共用地先行取得費等償還金（令和5年度取得分）	令和 6 年 度 から 令和 15 年 度 まで		1,344,556
埼玉県土地開発公社借入金債務保証（令和5年度借入分）	令和 5 年 度 以 降	埼玉県土地開発公社がその業務を行うため借り入れた資金のうちその元本及び利子について、最終弁済期到来後3月を経過しても償還できない額。ただし、借入先金融機関に預金保険法及び農水産業協同組合貯金保険法に定める保険事故が生じた場合は、弁済期到来後の償還できない額	
自転車歩行者道整備	令和 6 年 度		50,000
災害防除	令和 6 年 度		30,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
道路安全施設	令和6年度	150,000
社会資本整備総合交付金（改築）事業	令和6年度	290,000
橋りょう修繕	令和6年度	2,428,000
橋りょう補修事業	令和6年度	120,000
橋りょう架換	令和6年度から 令和7年度まで	1,110,000
社会資本整備総合交付金（橋りょう整備）事業	令和6年度	40,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
緊急浚渫推進	令和6年度	100,000
排水機場等維持修繕	令和6年度	181,000
河川維持修繕	令和6年度	90,000
ダム等施設管理	令和6年度	110,000
河川改修	令和6年度	820,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
河川改修事業	令和 6 年 度	1,592,800
河川施設震災対策	令和 6 年 度	229,000
社会資本整備総合交付金（砂防）事業	令和 6 年 度	30,000
街路改良事業	令和 6 年 度	250,000
さいたまスーパーアリーナ・けやきひろば施設修繕	令和 6 年 度	706,240

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度	額
社会資本整備総合交付金（公園）事業	令和6年度		488,140
警察共済組合不動産投資施設特約譲渡事業償還金（令和5年度建設分）	令和6年度から 令和29年度まで		810,303
無線自動車動態管理システム車載装置整備及び運用事業	令和6年度から 令和11年度まで		1,245,885
小中学校県費事務システム構築事業	令和6年度		49,500
県立学校総務事務システム構築事業	令和6年度		480,641

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
学力・学習状況調査実施事業（令和5年度契約分）	令 和 6 年 度	159,334

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有施設整備事業	15,346,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
試験研究機関等設備整備事業	83,000	同	同上	同上
緑の森博物館用地購入事業	45,000	同	同上	同上
身近な緑公有地化事業	130,000	同	同上	同上
広域廃棄物埋立処分場整備事業	193,000	同	同上	同上
防災行政無線高度化推進事業	237,000	同	同上	同上
消防学校施設整備事業	39,000	同	同上	同上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災基盤整備事業	67,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
心身障害児（者）援護施設等整備事業	699,000	同 上	同 上	同 上
老人福祉施設整備事業	3,995,000	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備事業	446,000	同 上	同 上	同 上
児童相談所整備事業	100,000	同 上	同 上	同 上
県民健康福祉村改修事業	7,000	同 上	同 上	同 上
旧小児医療センター蓮田職員公舎解体事業	139,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
衛生研究所施設整備事業	33,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
食肉衛生検査センター施設整備事業	25,000	同上	同上	同上
高等技術専門校施設整備事業	10,000	同上	同上	同上
農林振興センター施設整備事業	24,000	同上	同上	同上
種苗センター施設整備事業	27,000	同上	同上	同上
農業大学校施設整備事業	38,000	同上	同上	同上
農業技術研究センター施設整備事業	51,000	同上	同上	同上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水産研究所施設整備事業	93,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
茶業研究所施設整備事業	13,000	同	同上	同上
秩父高原牧場基盤整備事業	232,000	同	同上	同上
家畜保健衛生所施設整備事業	358,000	同	同上	同上
造林事業	76,000	同	同上	同上
県民の森整備事業	5,000	同	同上	同上
越生ふれあいの里山整備事業	4,000	同	同上	同上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独林道事業	255,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
林道事業	297,000	同 上	同 上	同 上
県単独治山事業	376,000	同 上	同 上	同 上
治山事業	116,000	同 上	同 上	同 上
農業基盤整備事業	1,161,000	同 上	同 上	同 上
県単独農業基盤整備事業	609,000	同 上	同 上	同 上
直轄事業（土地改良）負担金	464,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
彩の国ビジュアルプラザ設備整備事業	89,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
SAITAMAロボティクスセンター（仮称）整備事業	1,443,000	同上	同上	同上
東部地域振興ふれあい拠点施設整備事業	10,000	同上	同上	同上
産業技術総合センター施設整備事業	641,000	同上	同上	同上
県単独道路建設事業	29,397,000	同上	同上	同上
道路事業	5,170,000	同上	同上	同上
電線地中化（道路）整備事業	466,000	同上	同上	同上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄事業負担金	11,188,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県単独河川改修事業	16,668,000	同 上	同 上	同 上
県単独砂防事業	1,706,000	同 上	同 上	同 上
自然災害防止事業	150,000	同 上	同 上	同 上
河川事業	2,420,000	同 上	同 上	同 上
砂防事業	463,000	同 上	同 上	同 上
都市環境整備事業	1,247,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街路事業	1,996,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県単独街路事業	2,161,000	同 上	同 上	同 上
県単独公園事業	3,952,000	同 上	同 上	同 上
公園事業	1,117,000	同 上	同 上	同 上
警察署庁舎建設事業	9,635,000	同 上	同 上	同 上
ヘリコプター設備整備事業	360,000	同 上	同 上	同 上
交通安全施設整備事業	3,451,000	同 上	同 上	同 上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立高等学校建設事業	10,389,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
県立特別支援学校建設事業	1,964,000	同	同上	同上
社会教育施設等整備事業	1,205,000	同	同上	同上
公立大学法人埼玉県立大学施設整備事業	328,000	同	同上	同上
史跡整備事業	3,000	同	同上	同上
農林施設災害復旧事業	20,000	同	同上	同上
土木施設災害復旧事業	1,028,000	同	同上	同上

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市施設災害復旧事業	53,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
水道用水供給事業出資金	8,179,000	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	58,000,000	同 上	同 上	同 上

令和5年2月20日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

第2号議案

令和5年度埼玉県公債費特別会計予算

令和5年度埼玉県公債費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ527,093,221千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		337,669,221
	1 一 般 会 計 繰 入 金	194,381,933
	2 特 別 会 計 繰 入 金	1,618,288
	3 基 金 繰 入 金	141,669,000

(単位 千円)

款	項	金 額
2 県 債		189,424,000
	1 県 債	189,424,000
歳 入	合 計	527,093,221

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		527,093,221
	1 公 債 費	527,093,221
歳 出	合 計	527,093,221

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計 平成25年度及び平成30年度 発行県債償還金	188,546,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。)	10%以内。ただし、利 率見直し方式で借り入れ る資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率とする。	政府資金についてはその融通条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に借り換 えることができる。
県営住宅事業特別会計 平成25年度発行県債償還金	478,000	普通貸借又は証券発行	同 上	同 上
流域下水道事業会計 平成25年度発行県債償還金	400,000	同 上	同 上	同 上

令和5年2月20日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

第3号議案

令和5年度埼玉県証紙特別会計予算

令和5年度埼玉県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,705,502千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		12,145,502
	1 証 紙 収 入	12,145,502
2 繰 越 金		1,560,000
	1 繰 越 金	1,560,000
歳 入	合 計	13,705,502

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		12,145,502
	1 一 般 会 計 繰 出 金	12,145,502
2 返 還 金		1,560,000
	1 返 還 金	1,560,000
歳 出	合 計	13,705,502

令和5年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第4号議案

令和5年度埼玉県市町村振興事業特別会計予算

令和5年度埼玉県市町村振興事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,536,686千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		13,389
	1 財 産 運 用 収 入	13,389
2 繰 入 金		7,500,000
	1 基 金 繰 入 金	7,500,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		6,023,296

(単位 千円)

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	6,023,296
歳 入	合 計	13,536,686

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 事 業 費		13,536,686
	1 市 町 村 振 興 事 業 費	13,536,686
歳 出	合 計	13,536,686

令和5年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第5号議案

令和5年度埼玉県災害救助事業特別会計予算

令和5年度埼玉県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ696,817千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		344,174
	1 国 庫 負 担 金	344,174
2 財 産 収 入		8,467
	1 財 産 運 用 収 入	8,467
3 繰 入 金		344,174
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1
	2 基 金 繰 入 金	344,173

(単位 千円)

款	項	金額
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
歳入合計		696,817

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 災害救助事業費		696,817
	1 救助費	688,348
	2 基金積立金	8,469
歳出合計		696,817

令和5年2月20日提出

埼玉県知事 大野 元裕

第6号議案

令和5年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和5年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,148,949千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		110,745
	1 繰 入 金	110,745
2 繰 越 金		192,680
	1 繰 越 金	192,680

(単位 千円)

款	項	金 額
3 諸 収 入		669,232
	1 貸 付 金 元 利 収 入	664,940
	2 預 金 利 子	5
	3 雑 入	4,287
4 県 債		176,292
	1 県 債	176,292
歳 入	合 計	1,148,949

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		1,148,949
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	1,148,949
歳 出	合 計	1,148,949

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	176,292	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。	無利子	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の定めるところによる。

令和5年2月20日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

第7号議案

令和5年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算

令和5年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,168,958千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		6,479,302
	1 負 担 金	6,479,302
2 諸 収 入		1,414,656
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,414,656

(単位 千円)

款	項	金	額
3 県	債		4,275,000
	1 県	債	4,275,000
歳	入	合	計
			12,168,958

歳 出

(単位 千円)

款	項	金	額
1 病院機構貸付金事業費			4,275,000
	1 病院機構貸付金事業費		4,275,000
2 公	債	費	7,893,958
	1 公	債	費
歳	出	合	計
			12,168,958

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院機構貸付金事業	4,275,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和5年2月20日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

第8号議案

令和5年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度埼玉県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ603,946,387千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		189,513,525
	1 負 担 金	189,513,525
2 国 庫 支 出 金		175,017,754
	1 国 庫 負 担 金	133,122,675
	2 国 庫 補 助 金	41,895,079
3 療 養 給 付 費 等 交 付 金		28
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	28

(単位 千円)

款	項	金額
4 前期高齢者交付金		188,226,404
	1 前期高齢者交付金	188,226,404
5 共同事業交付金		1,625,097
	1 共同事業交付金	1,625,097
6 財産収入		21,276
	1 財産運用収入	21,276
7 繰入金		39,828,998
	1 一般会計繰入金	39,537,938
	2 基金繰入金	291,060
8 繰越金		7,199,294
	1 繰越金	7,199,294
9 諸収入		2,514,011

(単位 千円)

款	項	金額
	1 雑入	2,514,011
歳入	合計	603,946,387

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険事業費		603,946,387
	1 国民健康保険事業費	603,946,387
歳出	合計	603,946,387

令和5年2月20日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

第9号議案

令和5年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算

令和5年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,411千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,703
	1 繰 入 金	1,703
2 繰 越 金		102,000
	1 繰 越 金	102,000
3 諸 収 入		20,708
	1 預 金 利 子	11
	2 貸 付 金 元 利 収 入	20,697
歳 入	合 計	124,411

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中 小 企 業 高 度 化 資 金		122,411
	1 資 金 貸 付 費	122,411
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	124,411

令和5年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第10号議案

令和5年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和5年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30,545千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定収入		28,761
	1 繰越金	1
	2 諸収入	28,760
2 就農支援資金業務勘定収入		363
	1 繰入金	343
	2 繰越金	18
	3 諸収入	2

(単位 千円)

款	項	金 額
3 農業改良資金貸付勘定収入		1,181
	1 繰越金	1,180
	2 諸収入	1
4 農業改良資金業務勘定収入		240
	1 繰越金	237
	2 諸収入	3
歳入	合計	30,545

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付勘定		28,761
	1 就農支援資金貸付費	28,761
2 就農支援資金業務勘定		363
	1 管理指導事務費	353
	2 予備費	10
3 農業改良資金貸付勘定		1,181
	1 農業改良資金貸付費	1,181
4 農業改良資金業務勘定		240
	1 管理指導事務費	180
	2 予備費	60
歳 出 合 計		30,545

令和5年2月20日提出

埼玉県知事 大野 元裕

第11号議案

令和5年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和5年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,650千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付勘定収入		20,000
	1 繰入金	20
	2 繰越金	12,055
	3 諸収入	7,925
2 業務勘定収入		650
	1 繰越金	590
	2 諸収入	60
歳 入	合 計	20,650

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		20,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付費	20,000
2 業 務 勘 定		650
	1 管 理 指 導 事 務 費	630
	2 予 備 費	20
歳 出	合 計	20,650

令和5年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第12号議案

令和5年度本多静六博士育英事業特別会計予算

令和5年度本多静六博士育英事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33,326千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		618
	1 財 産 運 用 収 入	618
2 繰 入 金		1
	1 繰 入 金	1
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		32,706

(単位 千円)

款	項	金 額
	1 貸 付 金 元 利 収 入	32,705
	2 雑 入	1
歳 入	合 計	33,326

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 本多静六博士育英事業費		32,326
	1 本多静六博士育英事業費	32,326
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	33,326

令和5年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第13号議案

令和5年度埼玉県用地事業特別会計予算

令和5年度埼玉県用地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,775,574千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		775,324
	1 財 産 運 用 収 入	47,078
	2 財 産 売 払 収 入	728,246
2 繰 入 金		1,000,248
	1 繰 入 金	1,000,248
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

(単位 千円)

款	項	金 額
4 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
歳 入	合 計	1,775,574

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 用地事業費		1,775,574
	1 用地事業費	1,775,574
歳 出	合 計	1,775,574

令和5年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第14号議案

令和5年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算

令和5年度埼玉県県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,202,465千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		7,656,706
	1 住 宅 使 用 料	7,656,706

(単位 千円)

款	項	金 額
2 国 庫 支 出 金		2,049,069
	1 国 庫 補 助 金	2,049,069
3 財 産 収 入		42,128
	1 財 産 運 用 収 入	42,128
4 繰 入 金		603,148
	1 繰 入 金	603,148
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		11,413
	1 敷 金 運 用 収 入	358
	2 雑 入	11,055
7 県 債		2,840,000
	1 県 債	2,840,000
歳 入	合 計	13,202,465

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 住 宅 事 業 費		11,113,402
	1 住 宅 管 理 費	7,672,399
	2 住 宅 建 設 費	3,441,003
2 繰 出 金		776,526
	1 繰 出 金	776,526
3 公 債 費		1,302,537
	1 公 債 費	1,302,537
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		13,202,465

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 住宅事業費	2 住宅建設費	令和5年度公営住宅建設費	1,690,736	令和5年度	91,099
				令和6年度	354,913
				令和7年度	586,962
				令和8年度	657,762

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設事業	2,840,000	普通貸借又は証券発行	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和5年2月20日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

第15号議案

令和5年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算

令和5年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ695,546千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		8,896
	1 財 産 運 用 収 入	8,896
2 繰 入 金		667,014
	1 繰 入 金	667,014

(単位 千円)

款	項	金額
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		19,635
	1 貸付金元利収入	19,150
	2 預金利子	1
	3 雑入	484
歳入	合計	695,546

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 高等学校等奨学金事業費		695,546
	1 高等学校等奨学金事業費	695,546
歳出	合計	695,546

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
埼玉県高等学校等奨学金損失補償（令和5年度保証分）	令和5年度以降	県が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸付額の範囲内でこの債務の保証を行った者がこれを行ったことによって生じた代位弁済額のうち、元金に相当する額

令和5年2月20日提出

埼玉県知事 大野元裕

第16号議案

令和5年度埼玉県公営競技事業特別会計予算

令和5年度埼玉県公営競技事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,180,116千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 入 場 料 収 入		32,896
	1 入 場 料 収 入	32,895
	2 入 場 券 発 売 副 収 入	1
2 投 票 券 発 売 収 入		61,135,563
	1 投 票 券 発 売 収 入	61,090,000
	2 投 票 券 発 売 副 収 入	45,563
3 財 産 収 入		228,915

(単位 千円)

款	項	金額
	1 財産運用収入	228,914
	2 財産売却収入	1
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		782,740
	1 預金利子	1
	2 収益事業収入	782,738
	3 雑収入	1
歳入合計		62,180,116

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公 営 競 技 総 務 費		208,516
	1 公 営 競 技 総 務 費	208,516
2 公 営 競 技 事 業 費		61,208,489
	1 公 営 競 技 事 業 費	61,208,489
3 繰 出 金		757,111
	1 繰 出 金	757,111
4 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		62,180,116

令和5年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

支 出

第1款	病院事業費用	3,963,149 千円
第1項	医業費用	3,918,272 千円
第2項	医業外費用	39,877 千円
第3項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,476千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13,692千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,784千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	689,886 千円
第1項	企業債	349,000 千円
第2項	他会計負担金	340,886 千円

支 出

第1款	資本的支出	707,362 千円
第1項	建設改良費	352,524 千円
第2項	企業債償還金	354,838 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 349,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、

又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

2,099,375千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、349,268千円と定める。

令和5年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第18号議案

令和5年度埼玉県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度埼玉県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	152社
(2) 年間総給水量	66,901,872 m ³
(3) 一日平均給水量	182,792 m ³
(4) 主なる建設改良事業	585,708千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		1,849,996千円
第1項 営業収益		1,736,160千円
第2項 営業外収益		113,835千円
第3項 特別利益		1千円

支 出

第1款	事 業 費	2,145,023 千円
第1項	営 業 費 用	2,115,759 千円
第2項	営 業 外 費 用	25,263 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額548,002千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,436千円、建設改良積立金180,000千円、減債積立金35,180千円及び過年度分損益勘定留保資金293,386千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	104,558 千円
第1項	建 設 補 助 金	34,800 千円
第2項	長 期 貸 付 金 償 還 金	69,000 千円
第3項	他 会 計 補 助 金	756 千円
第4項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第5項	雑 収 入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	652,560 千円
第1項 建設改良費	617,380 千円
第2項 企業債償還金	35,180 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設委託	令和6年度	47,800
工業用水道施設修繕	令和6年度	2,350
工業用水道用薬品購入	令和6年度	15,676

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
業 務 設 備 整 備 (令 和 5 年 度 契 約 分)	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	887,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 293,453 千円

(2) 交 際 費 41 千円

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,724千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、19,682千円と定める。

令和5年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第19号議案

令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	55 団体
(2) 年間総給水量	630,226,000 m ³
(3) 一日平均給水量	1,721,929 m ³
(4) 主なる建設改良事業	27,286,335 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		47,150,966千円
第1項 営業収益		43,181,608千円
第2項 営業外収益		3,969,357千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 事業費		51,307,206千円
第1項 営業費用		48,312,478千円

第2項	営業外費用	2,954,727千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,716,520千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,403,461千円及び過年度分損益勘定留保資金17,313,059千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	21,245,387千円
第1項	建設補助金	3,147,717千円
第2項	企業債	9,021,000千円
第3項	他会計出資金	8,964,250千円
第4項	他会計補助金	109,716千円
第5項	固定資産売却代金	1千円
第6項	雑収入	2,703千円

支 出

第1款	資本的支出	39,961,907千円
第1項	建設改良費	28,186,179千円
第2項	企業債償還金	9,310,978千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	69,000千円

第4項 機構負担年賦金

2,355,750千円

第5項 予備費

40,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
吉見浄水場運転管理等業務委託	令和6年度から 令和10年度まで	1,795,000
水道施設委託	令和6年度	685,440
水道施設修繕	令和6年度	226,170
水道用薬品購入	令和6年度	3,423,145
業務設備整備 (令和5年度契約分)	令和6年度から 令和10年度まで	7,858,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
東京都三郷浄水場常用自家発電所建設負担金 (令和5年度設定分)	令和6年度	276,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良資金に充てるため

限度額 9,021,000千円

起債の方法 普通貸借又は証券発行

利率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

3,349,955 千円

(2) 交 際 費

536 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、414,615千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、53,899千円と定める。

令和5年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

第20号議案

令和5年度埼玉県地域整備事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度埼玉県地域整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 宅地売却面積	58,300 m ²
(2) 主なる建設改良事業	5,281,375 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		2,506,696 千円
第1項 営業収益		2,479,432 千円
第2項 営業外収益		27,263 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 事業費		2,533,343 千円
第1項 営業費用		2,479,697 千円
第2項 営業外費用		33,645 千円

第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,205,118千円は、過年度分損益勘定留保資金4,205,118千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		1,548,478 千円
第1項	長期貸付金償還金		1,546,102 千円
第2項	他会計補助金		2,352 千円
第3項	固定資産売却代金		1 千円
第4項	雑収入		23 千円
		支	出
第1款	資本的支出		5,753,596 千円
第1項	建設改良費		5,553,596 千円
第2項	予備費		200,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	吉見大和田地区産業団地整備事業	5,950,541	令和5年度	1,620,053
				令和6年度	1,638,218
				令和7年度	2,095,978
				令和8年度	596,292

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
川越増形地区産業団地土地賃貸借	令和6年度から 令和39年度まで	263,602

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	459,222 千円
(2) 交際費	298 千円

(他会計からの補助金)

第9条 地域整備事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,984千円である。

令和5年2月20日提出

埼玉県知事 大野元裕

第21号議案

令和5年度埼玉県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度埼玉県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町数	47 市町
(2) 年間総処理水量	695,897,028 m ³
(3) 一日平均処理水量	1,901,358 m ³
(4) 主なる建設改良事業	19,990,376 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		53,146,873 千円
第1項 営業収益		33,644,036 千円
第2項 営業外収益		19,502,836 千円
第3項 特別利益		1 千円

支 出

第1款	事 業 費	58,982,288 千円
第1項	営 業 費 用	58,096,112 千円
第2項	営 業 外 費 用	825,175 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円
第4項	予 備 費	61,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,765,601千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,900千円、減債積立金470,773千円、過年度分損益勘定留保資金2,261,935千円及び当年度分損益勘定留保資金2,975,993千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	25,243,687 千円
第1項	建 設 補 助 金	12,067,221 千円
第2項	建 設 負 担 金	6,507,865 千円
第3項	企 業 債	6,545,000 千円
第4項	他 会 計 出 資 金	5,415 千円
第5項	他 会 計 補 助 金	118,075 千円
第6項	固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円
第7項	雑 収 入	110 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	31,009,288 千円
第1項 建 設 改 良 費	25,310,650 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	5,698,638 千円
(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
荒川左岸南部流域下水道事業（令和5年度契約分）	令和6年度から 令和7年度まで	2,650,600
荒川左岸北部流域下水道事業（令和5年度契約分）	令和6年度から 令和7年度まで	4,865,000
荒川右岸流域下水道事業（令和5年度契約分）	令和6年度から 令和7年度まで	7,711,000
中川流域下水道事業（令和5年度契約分）	令 和 6 年 度	815,000

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
古利根川流域下水道事業（令和5年度契約分）	令和6年度から 令和7年度まで	3,957,775
荒川上流流域下水道事業（令和5年度契約分）	令和6年度	465,000
市野川流域下水道事業（令和5年度契約分）	令和6年度	450,000
利根川右岸流域下水道事業（令和5年度契約分）	令和6年度から 令和8年度まで	1,947,000
荒川右岸流域下水道管渠修繕	令和6年度	49,111
JICA草の根技術協力事業	令和6年度から 令和7年度まで	21,883

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的 建設改良資金に充てるため

限 度 額 6,545,000千円

起 債 の 方 法 普通貸借又は証券発行

利 率 10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償 還 の 方 法 政府資金においてはその融通条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定した融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,343,461 千円

(2) 交 際 費 300 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,393,924千円である。

令和5年2月20日提出

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕